

薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する留意点等（変更）について

令和2年度補正予算における「薬局における薬剤交付支援事業」及び同事業における留意点等については、本年4月30日付け日薬業発第56号、5月1日付け同61号、5月8日付け同65号、5月15日付け同76号、及び5月27日付け第97号にてお知らせしたところです。

本事業の実施に当たっては、限られた財源の中でできるだけ偏りなく、必要な患者に対して支援できるよう、本会として「事業の実施に当たっての留意点」をお示しし、留意点に基づき事業を運用いただいているところでございます。

今般、第二次補正予算の成立を受け、「事業の実施に当たっての留意点」を一部改正し、「②補助額」に関し、下記のとおり「薬局の従事者が患者宅等に届けた場合に薬剤の配送に要した費用」について変更し、事業開始時に遡って適用することといたしました。

記

変更前：薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の薬剤の配送に要した費用：300円/1件
(0410 対応の場合、支援事業への請求額は100円)

変更後：薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の薬剤の配送に要した費用：500円/1件
(0410 対応の場合、支援事業への請求額は300円)

※厚生労働省へ報告済みの実施状況一覧を提出しなおす必要はありません。

※厚生労働省への報告は8月報告分から、変更後の金額で提出をお願いします。

※補助額の変更に伴う、都道府県薬剤師会の事務作業用ツール（入力済みの薬局からの報告用エクセルを300→500円へ変換するツール）について、現在準備中です。

② 請求額・患者対応について

薬局から長崎県薬剤師会への請求額は、下表「県薬への請求額」のとおりとする。

0410 対応の患者負担分（200円）は、薬局が患者から徴収する事。

処方箋	配送方法	県薬への請求額	患者負担（注）
CoV 自宅 CoV 宿泊	薬局の従事者	300円⇒ <u>500円</u>	0円
	配送業者	配送料金額	
宿泊療養施設の患者に薬局従事者が届けた場合、複数人分であっても1件とし、 <u>500円</u> を県薬剤師会へ請求する。 ※この場合の請求手続きは「エクセル表」に全件を記載した上で、代表する1件のみ請求（○を記入）し、それ以外は○をしない（空欄のまま）こと。			
0410 対応	薬局の従事者	100円⇒ <u>300円</u>	200円
	配送業者	配送料－200円	
1か所の届け出について複数人分を薬局の従事者が届けた場合、複数人分であっても1件とする。 ※この場合の請求手続きは、CoV 自宅、CoV 宿泊と同様とする。			

（注）患者負担分は、薬局が患者から徴収する。

（注）申請の根拠となる資料は必ず保存しておいてください。

【根拠となる資料の例】

- ・処方せんの写し（備考に0410 対応、CoV 自宅、CoV 宿泊等が記載されているもの）、
- ・配送料の金額がわかるもの（伝票控え、配送業者からの請求書等）